

堀切地区まちづくり推進協議会 全体会報告

●堀切菫蒲園駅周辺のまちづくり検討に向けた体制づくりを進めていきます！

これまで、推進協議会では鉄道・活性化・防災と、各テーマで堀切地区のまちづくりの検討を進めてきましたが、各検討が一段落したことから、「新たな活動体制づくり」に向けた検討を進めていることを報告しました。

そこで現在、堀切菫蒲園駅周辺のまちづくり検討に向けた協議体制づくりの準備を進めています。

参加者募集について、今後のまちづくりニュース等で行う予定です。



堀切地区まちづくり推進協議会として 大風揚げ大会に参加します



堀切地区で現在進められているまちづくりの取組みのご紹介などを行います！大風揚げ大会限定デザインの2015年版ほりきりん缶バッジを限定配布します！お楽しみに！



2015年版は、当日受け取って確認しましょう！

堀切地区まちづくり推進協議会とは

はじめてお読み下さる方へ

京成本線荒川橋梁架替事業の発表を契機として、堀切地区全体のまちづくりを住民主体で考えるため、平成18年度に協議会が発足しました。メンバーは、地元町会、商店街、住民有志で構成されており、「誰もが、堀切の魅力を楽しみ、住み続けられるまちづくり」を合言葉として活動に取り組んでいます。

堀切地区のまちづくりについて、区ホームページでご紹介しています。

トップページ→暮らしのガイド→(まちづくり)→地域街づくり→橋梁架替をきっかけとした街づくり→堀切地区のまちづくり

～堀切地区のまちづくりに関する問い合わせは、下記にお願い致します～



堀切地区まちづくり推進協議会 事務局

葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 (半田、石田、丸山)
代表 03-3695-1111 (内線 2508)
直通 03-5654-8391



このニュースは、堀切地区(堀切一丁目～五丁目)の皆さんに配布しております [発行] 堀切地区まちづくり推進協議会

注目 堀切二丁目周辺・四丁目地区の「整備計画(素案)」が公表されました！

昨年より、堀切二丁目周辺地区及び四丁目地区検討会にて検討してきた「整備計画(検討会案)」の提案を行い、検討会案をもとに、葛飾区が「整備計画(素案)」を作成しました。

堀切二丁目周辺・四丁目地区の整備計画(素案)とは？

東京都や葛飾区の調査により、堀切二丁目周辺及び四丁目地区は、都内において、地震等が発生した際に、建物の倒壊や火災の危険性が高い地区であることが示されています。

堀切二丁目周辺及び四丁目地区では防災性を高めるために、**密集事業と地区計画の導入に向けた「整備計画(素案)」**がまとめられています。

密集事業とは？

密集事業は、防災上の課題のうち、緊急性が高いものをおおむね10年間で整備し、短期的に改善を図るための取組みです。
なお、法律に基づく強制的な事業ではないので、住民の方々と区が協力しながら、道路・公園、広場・建物の整備を進め、防災性を向上させていきます。

地区計画とは？

地区計画は地域の方が目指す地区の将来像を、建替えのルールによって誘導していく取組みです。密集事業で改善しきれない課題をバックアップする役割を担っています。
都市計画法に基づき、確認申請の際に審査が行われ、ルールが守られているか確認されます。このルールによって、防災性を向上させるための長期的なまちづくりを進めていきます。

今後のスケジュール

密集事業、地区計画の導入に向けて以下のスケジュールが予定されています。

	～平成27年3月	平成27年4月～	～平成28年4月	～平成37年4月
密集事業	事業計画の承認	事業開始	～ 事業期間	～ 事業終了
地区計画	継続的な周知、意見募集	説明会等の開催	地区計画の決定・運用	

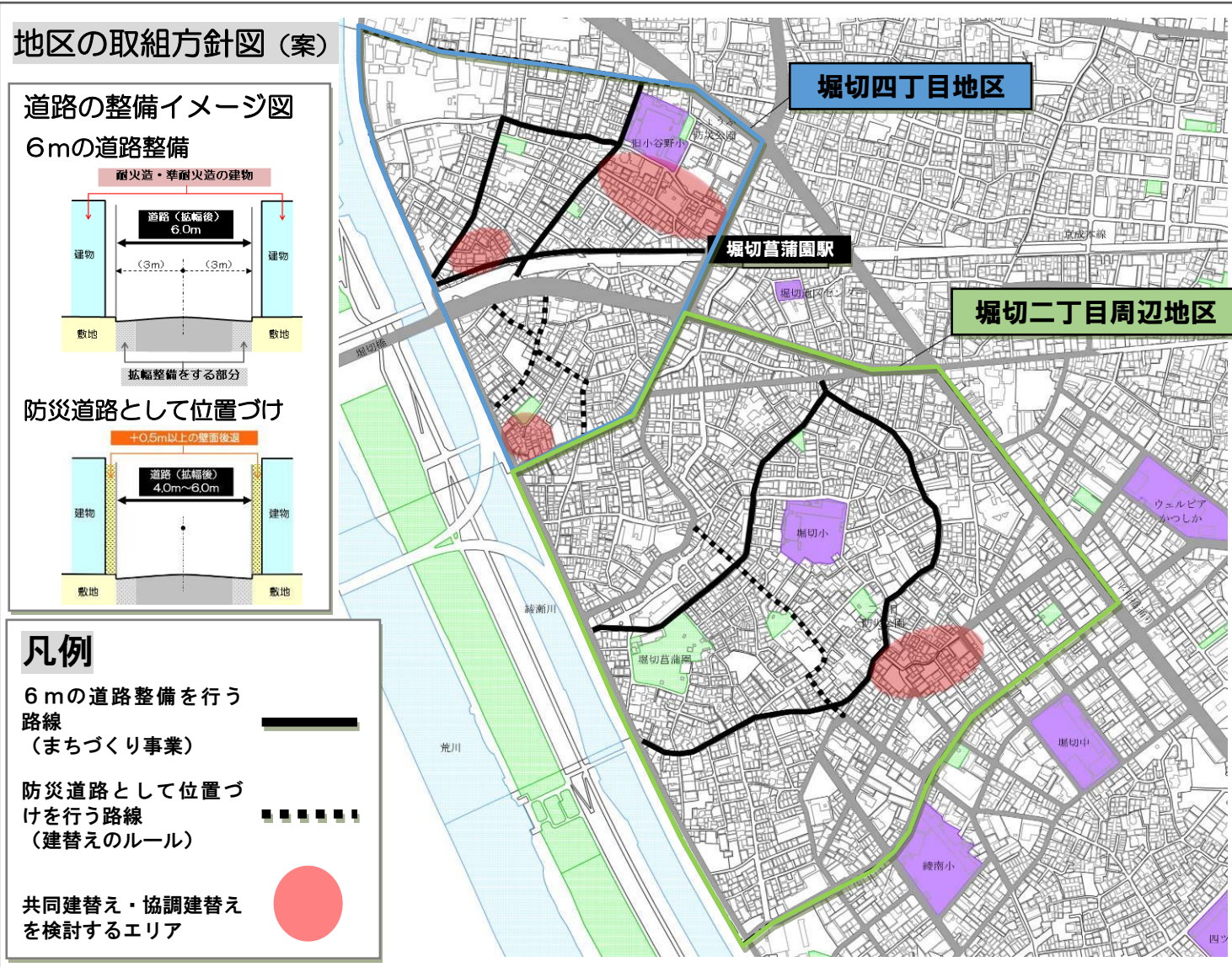
葛飾区が作成した 整備計画(素案)をご紹介します！

●密集事業における 道路整備に関する計画案

道路整備の考え方

地区内の消防活動困難区域*を解消し、緊急車両が通行できる道路を確保するため、堀切小学校や旧小谷野小学校などの避難所や、周辺に6m以上の道路が少ないエリアを対象に、6mの道路整備を行う計画案が考えられています。(下図の実線の道路)
また、拡幅は行いませんが、防災上重要な道路としての位置づけを行う路線を定め、緊急時に安全に使用できる道路を確保していくことを検討されています。

※消防活動困難区域とは→道路の幅員が狭く(6m未満)、消防車が地区内に進入しにくい地域を指します。

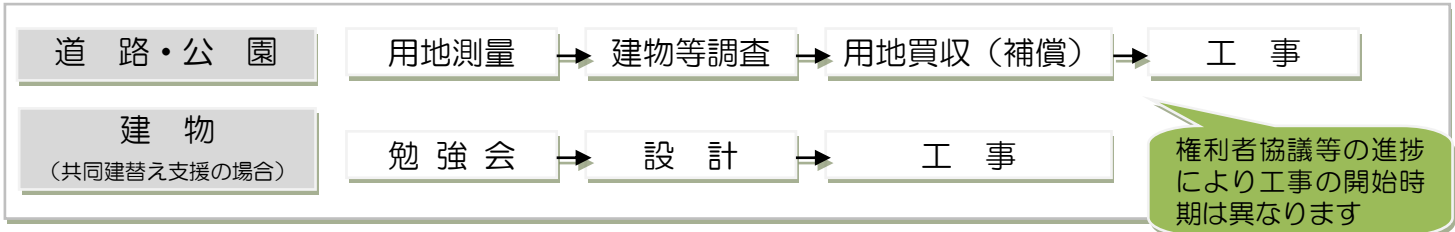


●密集事業による 公園・建物の整備に関する計画案

公園・建物の整備の考え方

- 公園の整備は、「公園の不足している地域」を優先して、「一定規模以上のご協力いただける敷地」を対象に整備を進めていく方針が示されています。
- 建物の整備は、災害時に、倒れにくく燃えにくい建物への建替え等を推進するための支援を行う方針が示されています。

●密集事業導入後の大まかな流れ



●地区計画のルール案

ルール項目	ルールのイメージ	ルール(たたき台)の内容
①建物の構造の制限		●燃えにくい建物を地区内に増やしていくルール 準防火地域内の建築物は延べ面積が500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物については耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
②建築物等の用途の制限		●地域にふさわしくない用途の建物をつくられないようにするルール 「店舗型性風俗関連特殊営業」の用に供する建築物は建築してはならない。
③敷地面積の最低限度		●ミニ戸建開発などの建物の密集化を抑制するルール 建築物の敷地面積の最低限度は66㎡とする。 ※既に66㎡未満の敷地はルールの対象外です。
④壁面の位置の制限		●防災道路を確保するルール ・「防災道路として位置づけを行う路線」は、道路中心線から3m後退する。 ・「位置づけのみを行う路線」は、道路境界線から0.5m後退する。※左の道路整備の計画図を参照ください。
⑤壁面後退区域における工作物の設置の制限		・壁面の位置の制限が定められた区域のうち、地区施設道路の部分には、塀、さく、広告物、看板等の工作物を設置してはならない。
⑥建物の形態・意匠制限		●周囲と調和したデザインの建物に誘導するルール 建築物の屋根、外壁等の色彩は良好な住環境にふさわしい、落ち着いた色合いのものとする。
⑦垣・さくの構造制		●災害時のブロック塀等の倒壊を防ぐルール 道路や広場等に面して設ける垣又は柵は、生垣又はフェンス、鉄柵とする。 ※ただし、高さが0.6m以下の部分については、コンクリートブロック造等にすることができる。

【葛飾区より】整備計画(素案)に関するアンケートへのご協力ありがとうございました！

整備計画(素案)に関するアンケートを11月29日から12月14日の期間で実施させていただきました。たくさんのご協力ありがとうございました。

集計結果については次号まちづくりニュースにてご報告させていただきます。

整備計画(素案)に関するご意見を引き続き募集しておりますので、アンケートの提出にご協力をお願いいたします。